

法 律

学校教育法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年五月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十一号

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条の次に次の一条を加える。

第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。

専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

専門職大学には、第八十七条第二項に規定する課程を置くことができない。

第八十七条の次に次の一条を加える。

第八十七条の二 専門職大学の課程は、これを前期二年の前期課程及び後期二年の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年の後期課程（前条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部にあつては、前期二年の前期課程及び後期二年以上の後期課程又は前期三年の前期課程及び後期一年以上の後期課程）に区分することができる。

専門職大学の前期課程における教育は、第八十三条の二第二項に規定する目的のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを實現するために行われるものとする。

専門職大学の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、第八十三条の二第二項に規定する目的を實現するために行われるものとする。

第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分された専門職大学の課程においては、当該前期課程を修了しなければ、当該前期課程から当該後期課程に進学することができないものとする。

第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二 専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学等（専門職大学又は第八十八条第四項に規定する目的とする大学（第百四条第五項及び第六項において「専門職短期大学」という。）をいう。以下この条及び第百九条第三項において同じ。）に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に計算することができる。ただし、その期間は、当該専門職大学等の修業年限の二分の一を超えない範囲内で文部科学大臣の定める期間を超えてはならない。

第九十九条次の一項を加える。

専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

第百四条第一項中「第百八条第二項」を「専門職大学及び第百八条第二項」に、「以下この条」を「以下この項及び第七項」に、「学士」を「学士」に改め、「大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者」を「修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を」を削り、同条第二項中「大学」を「大学院を置く大学」に改め、同条第三項中「短期大学は」を「短期大学（専門職短期大学を除く。以下この項において同じ。）は」に、「対し」を「対し」に改め、同条第四項第一号中「短期大学」の下に「（専門職大学の前期課程を含む。）」を、「高等専門学校を卒業した者」の下に「（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

第百四条第三項の次に次の一項を加える。

専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

第百四条第一項の次に次の二項を加える。

専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職大学を卒業した者（第八十七条の二第一項の規定によりその課程を前期課程及び後期課程に区分している専門職大学にあつては、前期課程を修了した者を含む。）に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

第百八条第三項の次に次の二項を加える。

第二項の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。

第八十三条の二第二項の規定は、前項の大学に準用する。

第百九条第三項中「専門職大学院」を「専門職大学等又は専門職大学院」に改める。

附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 専門職大学等の設置のため必要な行為（専門職大学等の設置のため必要な行為） 第三条 次に掲げる法律の規定中「短期大学等」という。において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者（当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）に、「又は学校教育法による高等学校」を「（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は同法による高等学校」に、「実業学校において船舶又は」を「実業学校において船舶若しくは」に改める。

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）別表第二 二 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）別表第二 (児童福祉法の一部改正) 第四条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第二号及び第十三条第三項第二号中「卒業した者」の下に「（当該学科又は当該課程を修得して同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第十八条の六第一号中「卒業した者」の下に「（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第五節 食品衛生法の一部改正

第五條 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。
第四十八條第六項第二号中「卒業した者」の下に「当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

別表第三欄中「基づく短期大学」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。」を加え、「後、三年」を「後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後、三年）」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第六條 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第九條第二項第二号中「第百四條第一項」を「第百四條第三項」に改める。

（公認会計士法の一部改正に伴う経過措置）

第七條 前条の規定による改正後の公認会計士法第九條第二項第二号の規定は、施行日以後に新学校教育法第百四條第三項に規定する学位を授与された者について適用し、施行日前にこの法律による改正前の学校教育法（以下「旧学校教育法」という。）第百四條第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を授与された者に係る公認会計士試験の短答式による試験科目の免除については、なお従前の例による。

（消防法の一部改正）

第八條 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十三條の三第四項中「者は」を「者でなければ」に、「できる」を「できない」に改め、同項第一号中「卒業した者」の下に「当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加え、同項第二号中「取扱の」を「取扱いの」に改める。

第十七條の八第四項第一号及び別表第二中「卒業した者」の下に「当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

（建設業法の一部改正）

第九條 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七條第二号イ中「」を卒業した」の下に「同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。」を加える。

（教育職員免許法の一部改正）

第十條 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五條第六項第一号中「学位」の下に「学校教育法第百四條第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。」を加える。

附則第九項の表備考第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二欄に掲げる「短期大学士の学位」には、学校教育法第百四條第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含むものとする。

別表第一備考第二号中「には」の下に「学校教育法第百四條第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は、又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同表備考第二号の二中「には」の下に「学校教育法第百四條第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有する場合又は」を加え、「これ」を「学士の学位を有すること」に改め、同表備考第二号の三中「には」の下に「学校教育法第百四條第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合」を加える。

別表第二備考第一号中「には」の下に「学校教育法第百四條第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は」を加え、「これ」を「短期大学士の学位を有すること若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」に改める。

別表第二の二備考第一号中「には」の下に「学校教育法第百四條第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有する場合又は」を加え、「これ」を「学士の学位を有すること」に改める。

別表第五備考第一号の二中「には」の下に「学校教育法第百四條第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）又は」を加え、「これ」を「学士の学位」に改める。

（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 前条の規定による改正後の教育職員免許法別表第一備考第二号に規定する学校教育法第百四條第三項に規定する文部科学大臣の定める学位には、旧学校教育法第百四條第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を含むものとする。

（測量法の一部改正）

第十二條 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十條第二号中「短期大学又は」を「短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）又は」に改め、「卒業した者」の下に「専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。次条第二号、第五十一條の五第一項第二号及び第五十一條の六第二号において同じ。」を加える。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第十三條 次に掲げる法律の規定中「卒業した者」の下に「当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十二條第二号

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九條第一項第一号

三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十四條第二号

（図書館法の一部改正）

第十四條 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「卒業した者」の下に「専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。」を加える。

（電波法の一部改正）

第十五條 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項第三号中「前条第一項の資格（総務省令で定めるものに限る。）ごとに」を削り、「基づく」を「よる」学校において次に掲げる当該」に改め、「応じ」の下に「前条第一項の資格（総務省令で定めるものに限る。）ごとに」を、「卒業した者」の下に「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者」を加え、同号口中「短期大学」の下に「学校教育法による専門職大学の前期課程を含む。」を加える。

別表第一第三号中「卒業した者」の下に「当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

別表第四第二号中「短期大学」の下に「同法による専門職大学の前期課程を含む。」を、「卒業した者」の下に「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者」を加え、同表第五号及び第六号中「学校」を「学校において」に改める。

別表第五第二号中「短期大学」の下に「同法による専門職大学の前期課程を含む。」を、「卒業した者」の下に「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者」を加え、同表第四号及び第五号中「学校」を「学校において」に改める。

(建築士法の一部改正)

第十六条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。
第十四条第二号中「限る」を「限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む」に改め、「科目を修めて卒業した者」の下に「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。以下この号及び次号において同じ。」を、「卒業後」の下に「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了後。同号において同じ。」を加え、同条第三号中「短期大学」の下に「同法による専門職大学の前期課程を含む。」を加える。
第十五条第一号中「卒業した者」の下に「当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。
(港湾法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「卒業した者」の下に「これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十六条の二の八第一項
二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第二十三条第四項第一号イ及びロ、第三十三条の十五第四項第一号並びに第三十三条の二十六第四項第一号

(税理士法の一部改正)

第十八条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項及び第三項中「第四百四条第三項」を「第四百四条第三項」に改める。

第八条第一項第一号中「第四百四条第四項第二号」を「第四百四条第七項第二号」に改める。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 前条の規定による改正後の税理士法第七条第二項及び第三項(これらの項に規定する文部科学大臣の定める学位を授与された者に係る部分に限る)の規定は、施行日以後に新学校教育法第四百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を授与された者について適用し、施行日前に旧学校教育法第四百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を授与された者に係る税理士試験の試験科目の免除については、なお従前の例による。
(博物館法の一部改正)

第二十条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「学位」の下に「(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る)を含む)」を加える。
第六条中「昭和二十二年法律第二十六号」を削る。
(気象業務法の一部改正)

第二十一条 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の四第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号イ中「卒業した」の下に「当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。」を加える。
(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正)

第二十二条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号イ中「卒業した者」の下に「当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。
(と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正)

第二十三条 次に掲げる法律の規定中「卒業した者」の下に「当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

一 と畜場法(昭和二十八年法律百十四号)第七十五条第五項第二号

二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第十二条第五項第二号

(ガス事業法の一部改正)

第二十四条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第二百五条第一項第一号イ中「卒業した者」の下に「これらの課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。
(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第二十五条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第四十一条第一項第一号ロ中「卒業した者」の下に「当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。」を加える。
(水道法の一部改正)

第二十六条 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二号中「短期大学」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。」を、「卒業した後」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後」を加える。
(電気事業法の一部改正)

第二十七条 電気事業法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第六十九条第一項第一号ロ中「短期大学」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。」を、「卒業した者」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者」を加える。
(小型船舶操業法の一部改正)

第二十八条 小型船舶操業法(昭和四十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
第十一条第一項第一号及び第二項第一号中「卒業した」の下に「当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。」を加える。
(社会保険労務士法の一部改正)

第二十九条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第八条第一号中「学位」の下に「同法第四百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る)を含む。」を、「卒業した者」の下に「同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。
(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正)

第三十条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
第七条の四第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号ロ中「卒業した者」の下に「当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。
(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第三十一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表ハの項中「卒業した者」の下に「当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加え、同表二の項中「卒業した者」の下に「当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。
(労働安全衛生法の一部改正)

第三十二条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第八十二条第三項第二号中「短期大学」の下に「同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という)を含む。」を、「卒業した者」の下に「専門職大学前期課程にあつては、修了した者」を加える。
別表第六第一号(中)「卒業した者」の下に「当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。」を加える。

（国家公務員の留学費用の償還に関する法律及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正）
第四十五条 次に掲げる法律の規定中「第四百四条第四項第二号」を「第四百四条第七項第二号」に改める。

一 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第二条第二項
二 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第三項
（国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条 前条の規定による改正後の国家公務員の留学費用の償還に関する法律（以下この条において「新留学費用償還法」という。）第二条第二項（新留学費用償還法第十条及び第十一条において準用する場合を含む。）に規定する留学には、前条の規定による改正前の国家公務員の留学費用の償還に関する法律（以下この条において「旧留学費用償還法」という。）第二条第二項（旧留学費用償還法第十条及び第十一条において準用する場合を含む。）に規定する留学（旧学校教育法第四十条第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程に係るものに限る。）を含むものとする。

（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第四十七条 附則第四十五条の規定による改正後の国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（以下この条において「新自己啓発等休業法」という。）第二条第三項（新自己啓発等休業法第十条及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第八号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する大学等における修学には、附則第四十五条の規定による改正前の国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（以下この条において「旧自己啓発等休業法」という。）第二条第三項（旧自己啓発等休業法第十条及び裁判所職員臨時措置法（第八号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する大学等における修学（旧学校教育法第四十条第四項第二号の規定により旧学校教育法第八十三条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第九十一条に規定する専攻科及び旧学校教育法第九十七条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程に係るものに限る。）を含むものとする。

（政令への委任）
第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

政

令

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 山本 早苗
財務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣 松野 博一
厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 山本 有二
経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一
環境大臣 山本 公一

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年五月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五百五十二号

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。
公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年六月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 山本 早苗
農林水産大臣 山本 有二

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年五月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五百五十三号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令
内閣は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第一項及び第三項、第三十条第二項、第三十条の十六、第四十九条第一項、第二項及び第四項、第四十九条の第二項、第二百六十九条並びに第二百七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一
別表第二
別表第三
別表第四
別表第五

目次中「第九条の二を「第十条」に、「第十条」を「第十一条」に改め、
第十二条及び第十三条を削る。
第十一条中「第二十二条第二項」を「第二十二条第三項」に改め、同条を第十三条とする。
第十条の二第二項中「以下」の下に「この条及び第二十一条第二項において」を加え、同条を第十二条とする。
第十条を第十一条とし、第二章中第九条の二を第十条とする。
第十四条第一項を次のように改める。

市町村の選挙管理委員会は、法第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録を行う日、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。

第十四条第二項中「第二十二条第二項」を「第二十二条第三項」に、「被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた場合には、直ちにこれら」を、「同項に規定する選挙時登録の基準日を定めた場合には、直ちに当該選挙時登録の基準日」に改める。
第十五条を削り、第十五条の二を第十五条とする。
第二十一条を次のように改める。

（選挙人名簿の再調製）
第二十一条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条第一項の規定により選挙人名簿を再調製する場合に、あらかじめ、その選挙人名簿の調製の期日及び異議の申出期間その他選挙人名簿の再調製について必要な事項を定め、これらを告示しなければならない。